

平成23年度事務事業評価表(平成22年度振り返り)

政策名		子どもがのびのび心豊かに育つまち		施策番号・名		12		活力ある学校づくり		基本事業番号・名		12-07		保護者の負担軽減				
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (24年度に向けた方向性等)
	事務事業名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等	特定財源に伴う一般財源		一般財源		
														事業費 (実績額) (千円)	事業費の概要説明	事業費 (実績額) (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等	
12-07-01	学務課 学事係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・学校教育法 ・特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 ・要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱 ・東久留米市就学援助費事務処理要綱 ・東久留米市就学奨励費事務処理要綱	対象 就学困難な児童・生徒に係る就学奨励について国の援助に関する法律及び施行令に基づき経済的理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者 手段・内容 年2回広報紙の掲載するとともに各小・中学校児童・生徒に「保護者へのお知らせ」を配布して就学援助への周知を図っている。4月に1週間申請を行い、6月下旬に認定通知を発送。 意図 経済的負担を感じず就学義務を果たせる。	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	24年度以降に向けた方向性: 現状維持 必要性 4 有効性 4 達成度 2 効率性 2 説明欄: 就学援助費は、就学困難な児童及び生徒についての国の援助に関する法律に基づき、経済的理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に学校教育に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的としているため、必要性、有効性が高い。従って、現状維持が望ましい。	平成22年度	説明欄: ・特別支援教育就学奨励費補助金 小学校費補助金 国・・・338千円 中学校補助金 国・・・276千円 ・中学校要保護生徒就学奨励費(修学旅行) 国・・・763千円 ※上記の金額は、国が担う補助金の額です。負担率は1/4です。3/4は市となります。この他として、就学援助費は小・中学校とも全額市の負担となります。	平成22年度	24年度以降に向けた方向性: 現状維持 必要性 4 有効性 4 達成度 3 効率性 3 所管課長 学務課 稲葉 勝之	説明欄: 説明欄: 学校教育法等遵守のため現状維持が望ましい。		
	就学援助事業			根拠法令等	8,679 (人)	1,227 (人)	100 (%)	99,616	6,654	106,270		4,131						
				財源	8,709 (人)	1,117 (人)	100 (%)	90,394	6,777	97,171		3,264						
				上乗	8,735 (人)	1,077 (人)	100 (%)	90,597	6,641	97,238		2,031						
				事業形態	8,820 (人)	1,213 (人)	13.8 (%)	8,158	999	9,157								
12-07-02	学務課 保健給食係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 独立行政法人日本スポーツ振興センター法	対象 全市立小・中学校児童・生徒 手段・内容 市立小・中学校の管理下における児童・生徒の学校管理化での災害に対し、日本スポーツ振興センターに請求の申請をし、児童・生徒の保護者に対し、災害共済給付を行う。 意図 安心して学校生活を送れる	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	平成22年度	24年度以降に向けた方向性: 現状維持 必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4 説明欄: 学校管理下における事故に対し、児童・生徒の保護者に対して災害共済給付を行うことは市の責務であるといえ、翌年度以降も現状を維持したい。	平成22年度	説明欄: 説明欄: 学校管理下における事故に対し、児童・生徒の保護者に対して災害共済給付を行うことは市の責務であるといえ、翌年度以降も現状を維持したい。						
	日本スポーツ振興センター保険加入事業			根拠法令等	8,679 (人)	1,090 (人)	12.6 (%)	8,012	991		9,003		8,012					
				財源	8,801 (人)	1,192 (人)	13.5 (%)	8,136	1,010		9,146		8,136					
				上乗	8,820 (人)	1,213 (人)	13.8 (%)	8,158	999		9,157		8,158					
				事業形態	8,820 (人)	1,213 (人)	13.8 (%)	8,158	999		9,157		8,158					